

関係条文

● 消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の**位置、構造及び管理**、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の**取扱い**その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、**政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。**

● 消防法施行令

(対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準)

第5条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であつて総務省令で定めるものの位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る法第9条の規定に基づく条例の制定に関する基準は、次のとおりとする。

一 対象火気設備等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、**建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物までの間に、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つ位置に設けること。**

二 ～ 十一 略

2・3 略

(対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準)

第5条の2 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの(以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。)の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。

- 一 対象火気器具等は、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、**建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保つこと。**

二 ～ 六 略

2・3 略

● 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

(火災予防上安全な距離)

第5条 令第5条第1項第1号の総務省令で定める**火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が認める距離以上の距離とする。**

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気設備等のうち、別表第2に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気設備等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 三 対象火気設備等の種類ごとに、それぞれ消防庁長官が定めるところにより得られる距離

(火災予防上安全な距離)

第20条 令第5条の2第1項第1号の総務省令で定める**火災予防上安全な距離は、次の各号に掲げる距離のうち、消防長又は消防署長が認める距離以上の距離とする。**

- 一 別表第一の左欄に掲げる対象火気器具等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離
- 二 電気を熱源とする対象火気器具等のうち、別表第二に掲げるものにあつては、同表の左欄に掲げる対象火気器具

等の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める離隔距離

三 対象火気器具等の種類ごとに、消防庁長官が定めるところにより得られる距離

● 火災予防条例(例)

(炉)

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、**建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。**

イ 別表第3の炉の項に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

- 二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- 三 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- 五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- 六 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造つた床上に設けること。ただし、金属で造つた床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- 七 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- 八 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、亀[き]裂し、又は破損しない構造とすること。
- 九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- 十 ～ 十八の三 略
- 十九 **電気を熱源とする炉にあつては、次によること。**
 - イ 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。
 - ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

三 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

四 ～ 六 略

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸(建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 略

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 **厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。**

イ 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ロ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ハ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

ニ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

ホ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

ヘ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

二 **油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。**

イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

□ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ハ 排気ダクトへの火災の伝送を防止する装置(以下「火災伝送防止装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

二 次に掲げる厨房設備に設ける火災伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(イ) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

三 天蓋、グリス除去装置及び火災伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を準用する。この場合において第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。

四 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。

五 不燃性の床上又は台上で使用すること。

六 故障し、又は破損したものを使用しないこと。

七 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。

八 略

九 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

九の二 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

十 ～ 十三 略

2 略

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

一 通電した状態でみだりに放置しないこと。

二 安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。